



# 島根県報

平成30年4月27日（金）

第3,000号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（        ”        ）	2
県営土地改良事業計画の決定	（        ”        ）	2
県営土地改良事業計画の変更	（        ”        ）	2
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林予定森林	（        ”        ）	6

### 【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	6
----------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第315号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

古藤 俊光 松江市上宇部尾町400番地

## 2 就任年月日

平成30年 3 月19日

**島根県告示第316号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成30年 4 月19日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第317号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
菅谷地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

**島根県告示第318号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
幡屋地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

### 島根県告示第319号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市旭町本郷1887

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市旭町本郷1887（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第320号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷1324-1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷65、765、766、767、873、874、874内1、875-1、875-2、877、1115、1117、1138、1174-2、1175、1261、1263から1265まで、1267、1272-1、1273

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町室谷65、1138、1272-1、1273、765・767・1115・1117・1261・1263・1267（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷456、526、527-1、528、590、593-3、1171、1172、1228-2、1225、1257、1259、1262

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷1097-4、1098-8、1099続1、1100-1、1324-1、1324-3、1324-4、1324-6から1324-10まで、1324-12、1324-13、1324-18から1324-20まで、1324-32から1324-36まで、1324-39から1324-41まで、1324-45

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町室谷1097-4、1098-8、1099続1、1100-1、1324-1、1324-6、1324-34から1324-36まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第321号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅1576、1702、1703

#### (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

#### 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅254-1、256-3、256-6、794、801-3、923-1、924から930まで、924内1、925内1、926-1、927内1、1623-3、1666-2、1670、1670-1、1670-3、1688-4、1688-6、1690-3、1720-1、1721-2、1721-3、1758、1759、1759内1、1771、1771-1、1771内2、1772から1777まで、1868内1、1869、1879、1977-2、2124-1、2124-11（次の図に示す部分に限る。）、2124-14

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町三隅794、801-3、927内1、1720-1、1721-2、1721-3、1758、1773、1774、1868内1、1869、1879、1623-3・1670・1977-2・2124-11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅735-5、735-6、736、1692-2、1692-6、1886-1、1948、1978-1

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第322号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町波佐イ948-20、イ950-2、イ1299-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ948-20、イ1299-6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**公**

**告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成30年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町414番地 9

## 3 研修又は講習の種類等

## (1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成30年10月28日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成30年11月25日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065

## (2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成30年10月28日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

## (3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成30年10月15日	平成30年11月5日	平成30年12月20日

## (4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成30年10月15日	平成30年11月5日	平成30年12月20日

## 4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円